

○卒業の認定に関する方針

履修終了は卒業時の履修・卒業判定会議において判定を行い、学校運営会議の議を経て学校長が認定する。

1. 学校長は、出席した日数が出席すべき日数の3分の2以上を満たしている者で、履修・卒業判定会議において、本校学則における別表1及び別表2に定める授業科目の単位修得の判定を受けた者に対し、学校運営会議の議を経て、卒業の認定を行い、卒業証書を授与する。出席すべき日数とは、授業時間を満たす日数をいう。

2. 卒業を許可された者には、専門士の称号（医療専門課程）を授与する。